

北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等をつくる雇用戦略対話において、最低賃金はできる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、令和2年までに全国平均1,000円を目指すと合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を5年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、令和元年度の北海道最低賃金の改正に当たり、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 令和2年までに全国平均1,000円を目指すという目標を掲げた雇用戦略対話合意、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給を下回らない水準に改善すること。
3. 最低賃金の引き上げを図ると同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

北海道余市郡余市町議会議長 中井寿夫

【提出先】北海道労働局長